



三労発基1221第2号
令和2年12月21日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDSの交付等及び製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付けとする「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第340号）」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第193号）」が、別添1のとおり令和2年12月2日に公布され、別添2の改正施行通達により令和3年1月1日から施行されます。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、改正に係るリーフレットを同封いたしましたので、周知にご活用ください。